



イノベーション・プラン

株式会社コミュニティプラザ
(<http://www.jyoho24.net>)

イノベーション・プランとは

イノベーション (innovation) の語源は、
ラテン語の“innovare” (新たに作る)

||

“in” (内部) + “novare” (変化させる)
既存のものに新しいものを吹き込み、
新たな富、価値を創造すること

2005年8月1日施行の経済産業省「有限責任事業組合契約法」に基づく、有限責任事業組合を有効活用しようとするものです

これまでの日本では、法で定める組織制度には「有限責任の物的制度」と「無限責任の人的制度」の二類型しかありませんでした。しかし、欧米で成功している双方の長所を取り入れた「有限責任の人的制度」が施行されました。これが有限責任事業組合です。これにより、個人や中小企業が大企業と共同して対等に仕事を出来る新しい企業形態となり得るなど、利用価値の高い事業体として注目をされています。

イノベーション・プラン特長

小企業(個人)では、いかに素晴らしい技術やアイデアを有していても、その「資産」を活かし、事業として成功することは容易ではありません。

また、「人材確保」・「資源活用」・「資金調達」・「情報精査」・「新規販路開拓」などについては、小規模ゆえの“弱み”が永遠に未解決の課題となります。

当事業プランでは、多種多様の小企業(個人)の方々の「資産」や「資源」を集結し、課題であった“弱み”を“強み”へと変化(イノベーション)させることが可能となります。

また、異業種の壁を越えて、よりダイナミックに全国展開することにより、単一企業・一個人では成しえなかった販路を開拓・拡大することが可能となります。

自社(自己)の「資産活用」
商品・技術・サービス・アイデア

「経営資源」の補完
優秀な人材・保有資源の活用・
円滑な資金調達・有益な情報活動

新チャンネル構築
新業種での販路開拓

イノベーション・プラン内容

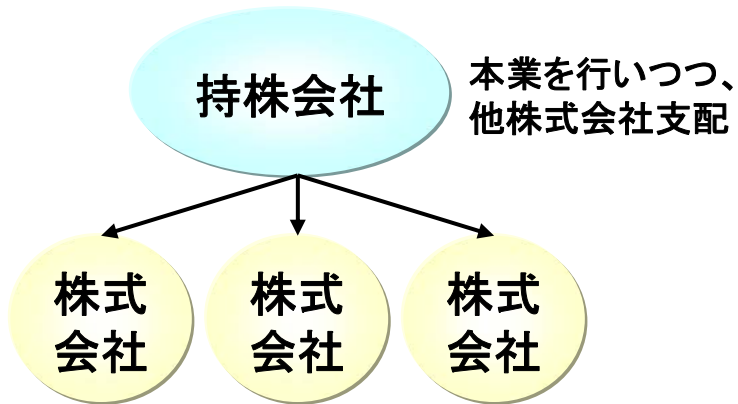
株式会社を対象とする持株会社（ホールディングカンパニー）という制度があります。イノベーション・プランでは、株式会社コミュニティプラザがあり、その子会社の存在として個人・企業から構成される有限責任事業組合が位置する点など、組織的形態が類似しています。通常、株式会社を子会社化していくことで持株会社化していきますが、イノベーション・プランでは、株式会社コミュニティプラザが新規に親会社会的な株式会社を設立し、子会社会的な有限責任事業組合の事業を一旦新規設立会社に吸収した後、子会社化して持株会社にしていく点が、通常の持株会社との相違点であり、個人や小企業でも大企業並みに事業拡大していけることが、イノベーション・プランの中核となります。

- ▶ 小規模事業であっても複数が結束し共同事業体を形成することにより、大規模事業として成立します
- ▶ ビジネスホールディングの位置づけにおいて、カテゴリー別に有限責任事業組合を順次設立します
- ▶ 平成22年度末を目標に新規株式会社を設立し、各組合の中で著しく事業成果の上だった事業を新規株式会社に一元化し、その後持株会社化して上場を目指します

プランイメージ①

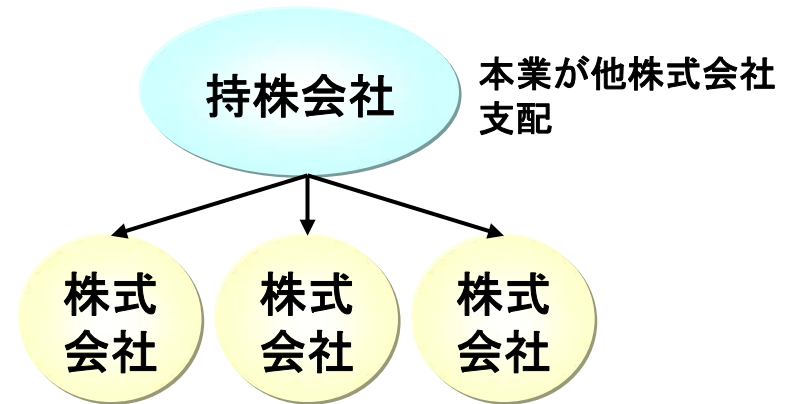
持株会社

事業持株会社



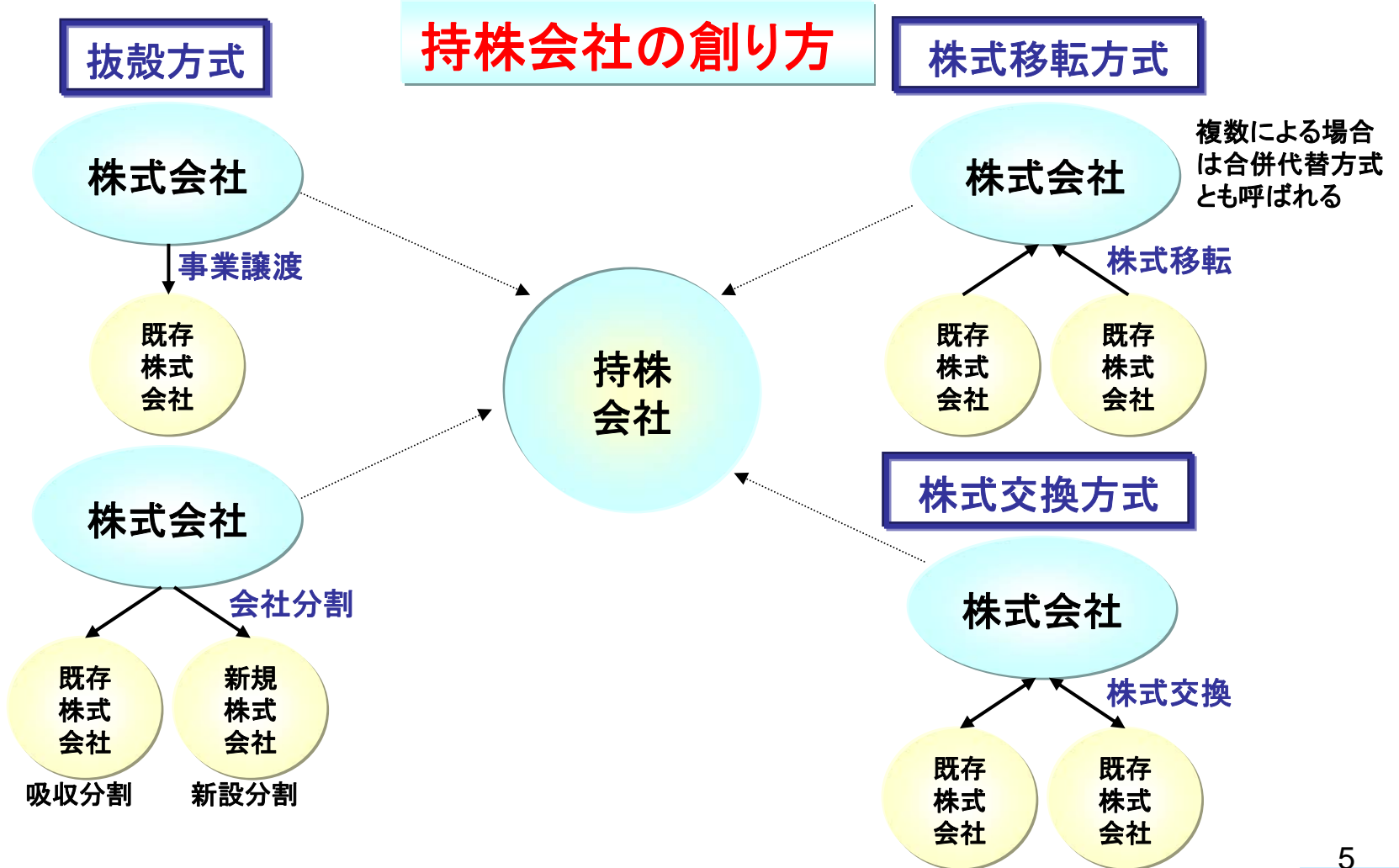
「親会社」と呼ばれることが多い

純粋持株会社



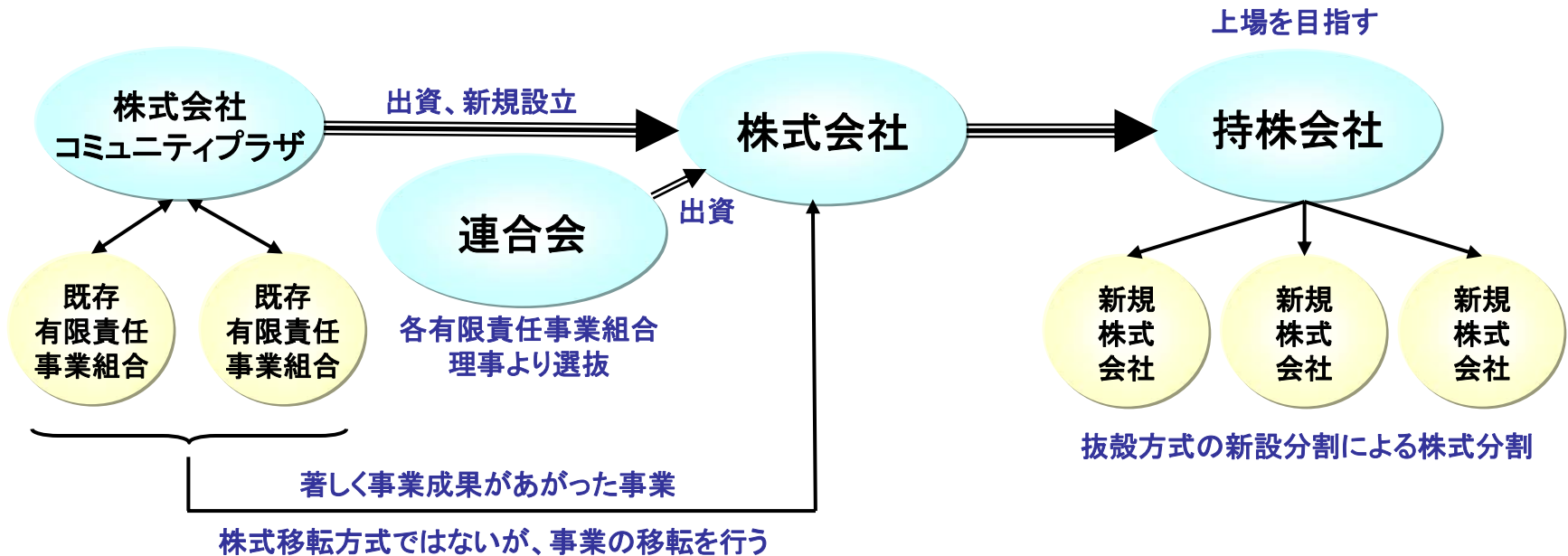
一般的に「持株会社」を指す

プランイメージ②

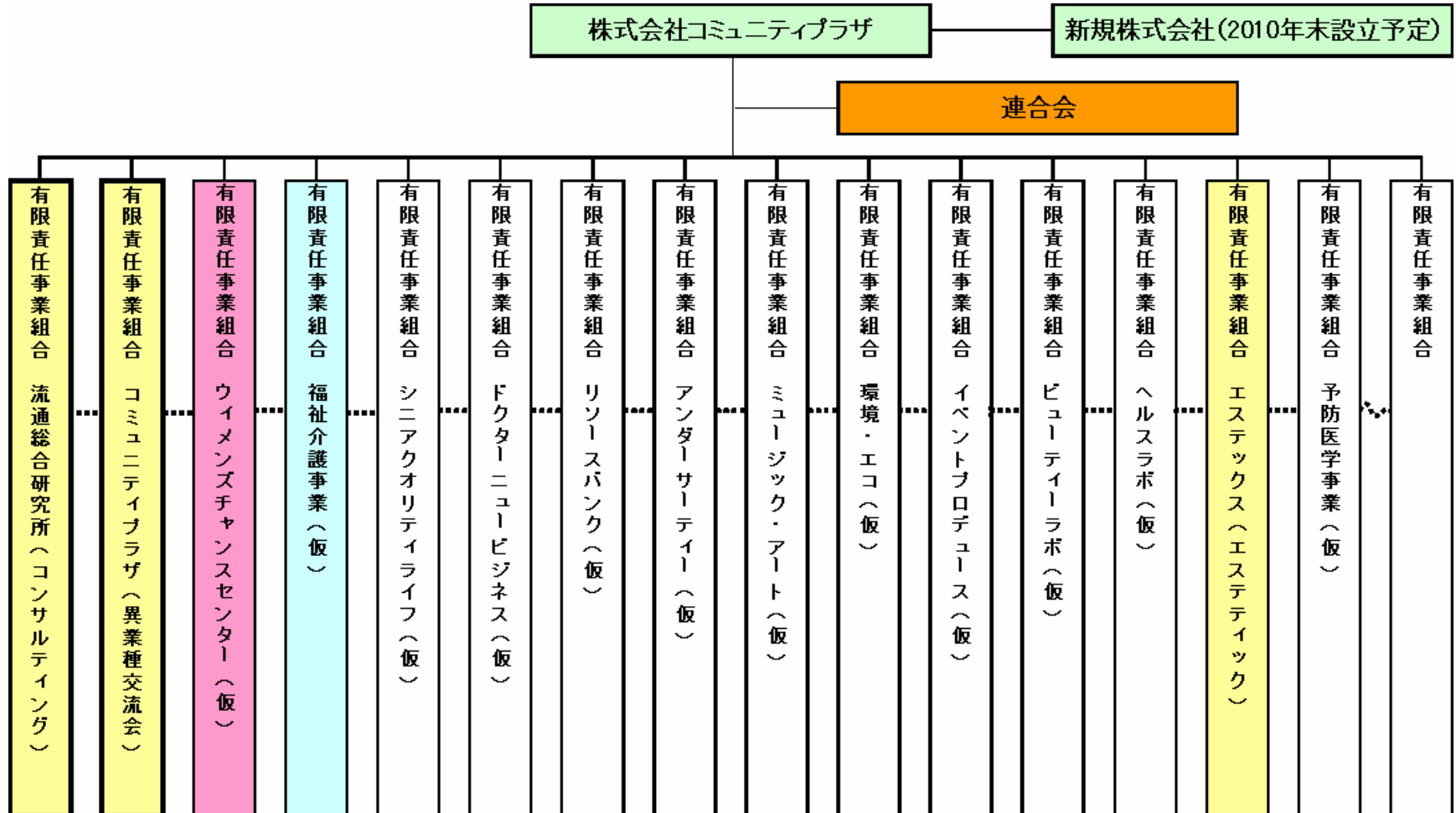


プランイメージ③

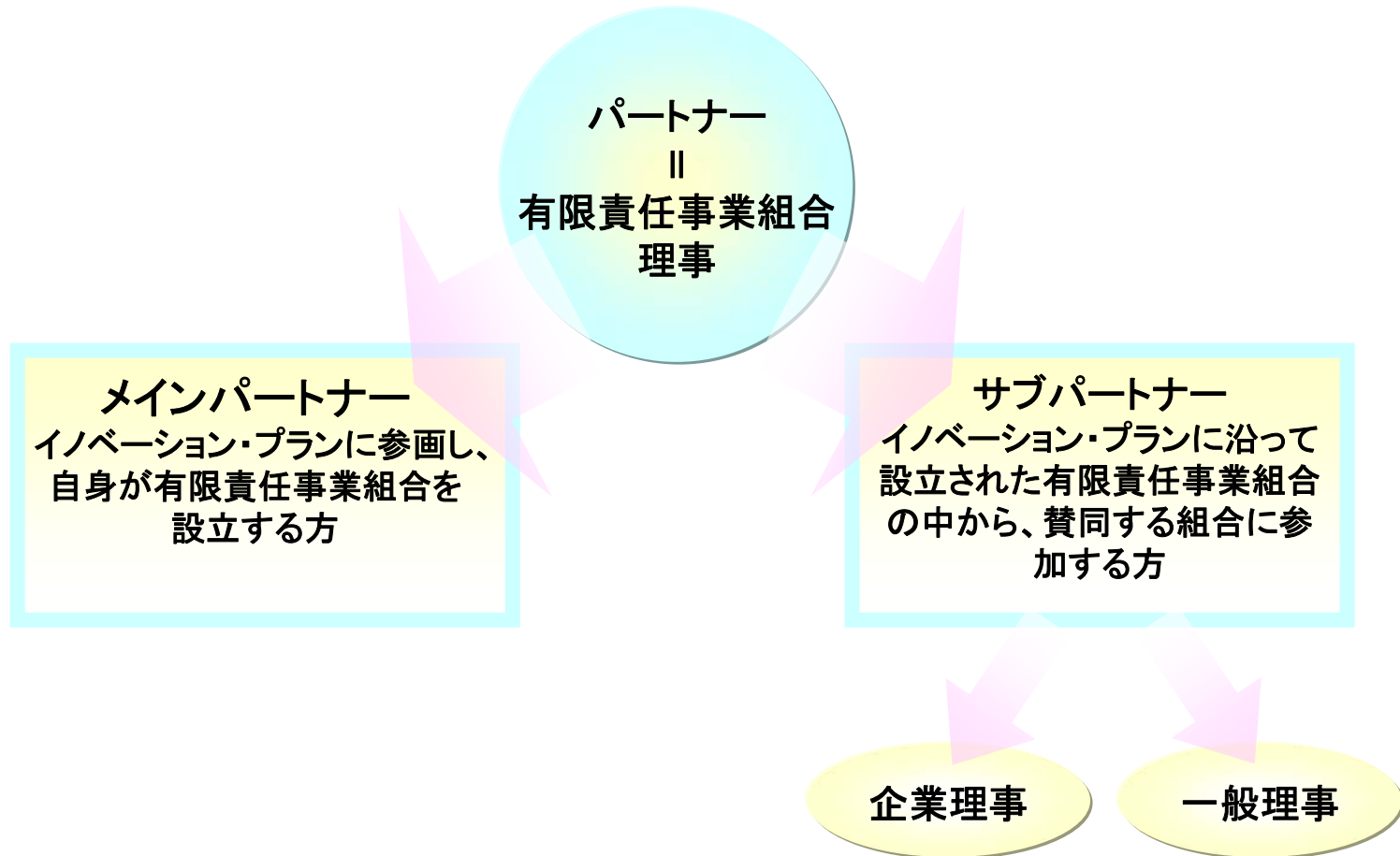
イノベーションプラン



プランイメージ④



パートナー



パートナー加入条件

加入条件

社会貢献・還元が出来る全国展開可能な「商品」・「サービス」・「技術」・「アイデア」を有する方

上記についての「事業計画書」や「事業提案書」、「事業概要書」などを提出できる方

組合事業において、自社(自己)の収益が十分見込める方

組合の維持・配当金として、収益の一部を組合に還元する方

組合で開催される全体会議として常任理事会、及び随時開催の電子会議等に出席、
参加できる方(要:コンピューター使用能力)

組合の各事業部、委員会に所属し、積極的に運営できる方

パートナー加入手順①

加入手順(メインパートナー)

1. 申込み・書類提出・面談

「事業計画(提案)書」又は「事業概要書」

2. コンサルティング契約

株式会社コミュニティプラザとコンサルティング契約締結(※未締結の場合は提出書類は返却)

3. 契約料等の払い込み

契約料・コンサルティング料など

4. 組合設立準備

5. 登記手続

6. 登記完了

事業開始

パートナー加入手順②

加入手順(サブパートナー)

1. 申込み・書類提出

「組合員(常任理事)申込書」「組合事業提案書」「合意書」「事業計画(提案)書」又は「事業概要書」計4通

2. 審査・承認

現組合員全員の賛成をもって承認 (※否認の場合は提出書類は返却)

3. 組合契約締結

「印鑑証明書」1部提出

4. 信認金、出資金の払い込み

5. 登記手続

6. 登記完了

組合員(常任理事)就任

有限責任事業組合の価値

有限責任事業組合とは、2005年8月に施行された経済産業省「有限責任事業組合契約法」に基づく新たな事業体で、Limited(有限)Liability(責任)Partnership(組合)の略称です。その特徴は、組合員の全員が①有限責任②権限分配・損益分配が自由③パススルー課税(構成員課税)の適用④法人格無し⑤資産所有は合有などであり、大企業同士の共同出資による実験的事業投資であったり、優れた技術があっても資本に乏しい技術者や中小企業が、中小企業同士、あるいは大企業などと共同して対等に仕事をできる新しい企業形態となり得るなど、高度な専門性を持つ人的資産と、そこへ提供される資金を有機的に組み合わせる組織体としての利用価値が高いものとして期待されている事業体です

有限責任事業組合の三大特徴

有限責任

- 出資者(LLPの場合は組合員)が、出資額の範囲までしか事業上の責任を負わない制度
- 有限責任により、出資者にかかる事業上のリスクが限定され、事業に取り組みやすくなります

内部自治の徹底

- 内部自治とは組織の内部ルールが、法律によって詳細に定められているのではなく、出資者(組合員)同士の合意により決定できることで、二つの意味があり、第一に出資比率によらず、損益や権限の柔軟な分配ができるということ、第二に取締役などの会社機関が強制されず内部組織が柔軟である、ということです
- 内部自治によって、共同事業を行うに際して重要な出資者(組合員)の動機付け(インセンティブ)を高めることが容易となり、事業上のニーズに応じた柔軟な組織運営が可能となります

LLP三大特徴

構成員課税

- 構成員課税とは、組織段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組みです
- 効果としては、LLPの事業で利益が出たときには、LLP段階で法人課税は課されず、出資者への利益分配に直接課税されることとなります
- また、LLPの事業で損失が出たときには、出資の価額を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者の他の所得と損益通算することができます

事業組織比較

	組合	投資事業組合	有限責任事業組合 (LLP)	合同会社 (LLC)	株式会社
法律	民法	投資事業有限責任組合契約に関する法律	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法	会社法
法人格	なし			あり	
名称 登記	名称の確定は不要。 登記義務なし	名称、所在地、無限責任組合員の氏名・住所等を登記しなければならない	名称と所在地、事業を登記しなければならない	商号確定、設立登記	
事業 目的	組合員による共同の 事業であればよい	投資に関する目的である旨 が定められている	共同で営利を目的とする事 業を行う	特に制限はない	
内部 関係	<i>自由に取り決めることが可能(議決権や損益の配分など)</i>				定款自治 (取締役会・株主総会)
構成員の 責任	全組合員が無限責任を、併存的に負う。 債務は分割債務となる	無限責任組合員と有限責任組合員がそれぞれの範囲の責任を負う	<i>有限責任(出資の範囲内)</i>		
課税の方法	<i>構成員課税(分配利益に対する課税のみ)</i>			法人課税	
債権者の 保護/情報 開示	組合員の無限責任	・ 財務諸表等の閲覧、謄写権 ・ 財産分配規則	・ 財務諸表等の閲覧、謄写権 ・ 出資の全額払込主義 ・ 財産分配規則	・ 計算書類の閲覧、謄写権 ・ 出資の全額払込主義 ・ 財産分配規則	・ 計算書類の閲覧、謄写権 ・ 取締役の対第三者責任 ・ 監査役の対第三者責任 ・ 会社組織再編などの際の各種債権者保護手続

組合比較①

	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合	有限責任事業組合 (LLP)	株式会社
目的	組合員の経営近代化・合理化・経済活動の機会の確保	働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業の改善発達、経営の安定合理化	組合員の事業を統合、規模を適正化し生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	利益追求／企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興	利益追及
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体	人的結合体	人的・物的結合体	物的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	指導調査、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業	定款に掲げる事業
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	4人以上の個人が参加すること	2都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業をおこなうものの2分の2以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	2人以上の個人または法人が参加すること。組合契約書を作成し、これを登記すること	
組合員資格 (社員)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業車)	個人	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者	中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で商業又はサービス業を営む者、定款で定めたときはこれ以外の者	特に限定なし(ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること)組合員には業務執行への参加義務あり	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	7人以上	2人以上	1人以上
加入	自由	自由	自由	総会の承諾が必要	自由	組合員全員の一致で決定	株式の譲受・増資割当による

組合比較②

	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合	有限責任事業組合 (LLP)	株式会社
任意脱退	自由	自由	自由	特分譲渡による	自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能	株式の譲渡による
組合員比率	ない	全従業員の1/2以上(一定要件を満たすもの1/3以上)	ない	ない	ない	ない	ない
従事比率	ない	全組合員の2/3以上(一定要件を満たすもの4/2以上)	ない	ない	ない	ない	ない
1組合員の出資限度(社員)	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の25(脱退の場合100分の35)	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の50(中小企業者でない者全員の出資総額は100分の50未満)	100分の25	ない	ない
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(1人1票)	平等(但し定款で決めたときは出資比例の議決権も可)	平等(1人1票)	組合員全員の一致で決定	出資別(1株1票)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の20/100まで	—	—	—	—	—	—
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定める場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	—	出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法(施行:昭和24年)	中小企業等協同組合法(施行:昭和24年)	中小企業団体の組織に関する法律(施行:昭和33年)	中小企業団体の組織に関する法律(施行:昭和33年)	商店街振興組合法(施行:昭和37年)	有限責任事業組合契約に関する法律(制定:平成17年)	会社法